

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中野区
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/105000/d018416.html

執行機関名 中野区長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 第4の項 福祉住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	中野区立福祉住宅条例(平成10年条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 住宅に困窮している高齢者及び身体障害者に対して、地域で自立した生活ができるよう設備等に配慮した住宅を提供することにより、高齢者及び身体障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、中野区立福祉住宅(以下「福祉住宅」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		中野区立福祉住宅条例(平成10年条例第18号) 中野区立福祉住宅条例施行規則(平成10年規則第25号)